

第1回 学校運営協議会

日時：令和8年5月7日（木）14:00～16:00

場所：北浜東小学校 北校舎2階 特別室

次第

進行：教務主任

- 1 開会
- 2 開催要件の確認
- 3 校長挨拶
- 4 新規委員任命書交付
- 5 自己紹介
- 6 浜松市学校運営協議会規則確認
- 7 会長選出
- 8 副会長指名
- 9 議長選出
- 10 前回までの会議録等の確認
 - (1) 令和7年第4回会議録について
 - (2) 令和7年度学校運営協議会自己評価について
- 11 熟議
 - (1) 新年度の学校運営の基本方針の概要説明
 - (2) 学校いじめ防止基本方針に関すること
 - (3) 令和8年度の学校運営協議会の自己目標
 - (4) 「夢育やらまいか」事業の意見書について
- 12 事務連絡
 - ・ 第2回学校運営協議会 6月16日（火）13:30～15:30
 - 受付→視点の確認→授業参観→熟議
- 13 閉会



令和8年度 学校運営協議会 委員名簿

	氏 名	役 職
学校支援 CD	不在	
委 員	生熊 義憲	民生委員・児童委員
委 員	本間 規子	子育てセンターなかぜ 園長
委 員	今田栄之助	民生委員・児童委員
委 員	松島 晃市	元自治会長
委 員	久保田静香	令和8年度 PTA 顧問
委 員	小高由貴美	令和8年度 PTA 会長
委 員	今村 恵	令和8年度 PTA 会計監査
校 長	中島 利美	
教 頭	佐野 教代	
CS 担当教員	加藤 美沙	
CS ディレクター	入手 佑香	
CS オブザーバー	松野 聖	北浜南部協働センター 副主幹

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日
浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度 第4回 北浜東小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年1月29日（木）13時50分から15時50分まで
- 2 開催場所 北浜東小学校 特別室
- 3 出席委員 本間 規子、生熊 義憲、今田 栄之助、久保田 静香、
神谷 智里、羽柴 ちひろ
- 4 欠席委員 なし
- 5 オブザーバー 松野 聖（北浜南部協働センター）
- 6 学 校 中島 利美（校長）、佐野 教代（教頭）、
菅沼 秀明（CS担当教員）、入手 佑香（CSディレクター）
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 会議録作成者 入手 佑香（CSディレクター）
- 9 議長の選出

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、生熊委員と久保田委員が、本日の議長を務めることを申し出、全員意義なくこれを承認した。

10 協議事項

- (1)後期学校関係者評価について
- (2)学校運営協議会自己評価について
- (3)令和7年度いじめ防止対策及び令和8年度取組計画について
- (4)令和8年度学校運営基本方針について

11 会議記録

司会の菅沼から、委員総数6人のうち6人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

(1) 後期学校関係者評価について

議長の指示により、教務主任から児童・保護者・教職員の三者に実施した「後期学校評価アンケート」の分析結果と考察、改善方策について説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・ 児童のアンケート結果を学年別に分けた場合、評価結果は変わるのか。
(神谷委員)
- ・ 学年別に分けると、差が見られる。低学年の子供たちの評価が高い傾向にある。子供たちの発達段階によって感じ方も変化し、中学年になると自我が芽生え、自分と周囲を比較するようになる。また、高学年になると、考え方もより大人びてくる。(教務主任)
- ・ 高学年になると「新しいことに意欲的に取り組む」や「嫌いなことや苦手なことでも、粘り強く取り組む」ことについての評価が低くなる傾向にあると思う。一方、低学年の子供は、「やってみよう」「できるようになりたい」

といった意欲が高くなるのではないか。学年ごとの評価結果もあると、より傾向が分かりやすくなると思う。(神谷委員)

- ・ 子供たちは、「先生の教え方は分かりやすい」と満足度が高い評価をしている。(久保田委員)
- ・ 「新しいことに意欲的に取り組む」や「嫌いなことや苦手なことでも、粘り強く取り組む」ことに対する捉え方は、児童と保護者の間で差が見られる。保護者は子供により高い期待や希望を抱いているのか。(生熊委員)
- ・ 保護者や教員の思いとして、「我が子ならもっとできるはずだ」「この子なら頑張ればできる」「何年生だからこそ、これくらいはできてほしい」といった願いが評価に反映しているのではないか。(教務主任)
- ・ 子供たちにとって、保護者に認めてもらえることが大きな励みになると思う。(生熊委員)
- ・ 子供たちは親に褒めてもらうことで、安心感を得たり、次の目標や意欲につながると思う。(教務主任)
- ・ 家庭で、子供とのやりとりが少ない場合、親は学校での子供の様子を把握しづらくなるため、子供と保護者の評価に差が生じやすいのではないか。
(神谷委員)
- ・ 子供は話をしたいと思った時、親に伝えられないことにジレンマを感じたりする。忙しい家庭が多いが、子供と話す時間を確保できるとよい。
(教務主任)
- ・ 会話の少ない家庭環境の場合、話すことに慣れていないため、学校でも発言をする機会が少ないのではないか。(今田委員)
- ・ 家族との会話が多い家庭環境であれば、自然とコミュニケーション能力が高まり、疑問に思ったことを周囲に聞くことができるようになると思う。
(今田委員)
- ・ 家庭では、子供の気持ちをよく聞いてあげることが大切。そして、優しく抱きしめてあげることで、子供は安心する。(今田委員)
- ・ 子供たち一人ひとりの良さや頑張りをしっかりと認めてあげることが、子供たちの成長にとってとても大切になる。(本間委員)
- ・ 子供と少しでもゆっくり話す時間を作りたい思いはあるが、忙しい日常の中で、会話が途中で途切れてしまったり、十分に話す時間が取れないこともある。(羽柴委員)
- ・ ノーネット週間には、子供と話をしたり、カードゲームをする時間を設けている。(神谷委員)

協議の結果、委員の意見をもとに関係者評価としてまとめていくという提案に全員意義なくこれを承認した。

(2) 学校運営協議会自己評価について

議長の指示により、教頭から、学校運営協議会自己評価について報告があり、委員からは以下の発言があった。

- ・ 自己肯定感が高まってきていると感じている。また、他者を思いやる心が育まれることで、いじめ防止にもつながると思う。引き続き、これらの取り組みを継続してはどうか。(神谷委員)
- ・ 環境づくり(いじめ防止等)について、いじめをしている子供をただ「悪い子」と決めつけるのではなく、その背景や心情に寄り添うことも大切だと思う。(生熊委員)
- ・ 地域との連携に関して、「地域ふれあい活動」は自治会ごとに内容が異なるため、一概に言い切れないが、自治会側からすると、地域ふれあい活動が負担になっていることも考えられる。今後の活動について見直しや工夫を検討してはどうか。(生熊委員)
- ・ しめ縄づくりに使用する藁を確保することが難しい状況にある。また、長期間にわたり仕事をされている方が多いため、高齢の方に講師をお願いすることになり、体調面などの問題があることは把握している。(教頭)
- ・ 地域ふれあい活動は、東小ならではの貴重な取り組みであり、子供たちの楽しそうな笑顔を見るたびに、この活動は大事だと実感している。今後は、地域の方の意見も伺いながら、やり方を変えるなど検討していきたい。
(教頭)
- ・ 苦手なことや興味が持てないことでも、やってみると意外に楽しかったり、成果を感じられたり、新しい自分を発見できることもある。(羽柴委員)
- ・ 苦手なことにも挑戦することで、子供に「がんばったね」と伝えやすくなる。(神谷委員)
- ・ 自己目標について、「物事に積極的に挑戦する」とった表現を、「苦手なことにも積極的に挑戦する」に変えてみてはどうかという意見があり、協議の結果、全員意義なくこれを承認した。

(3)令和7年度いじめ防止対策及び令和8年度取組計画について

議長の指示により、教頭から、令和7年度いじめ防止対策及び令和8年度取組計画について説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・ いじめが解消している状態の目安として3か月を設定しているが、これは「いじめられた子」を対象としたものなのか。(神谷委員)
- ・ いじめの行為が止んでいるかどうかを、「いじめられた子」に現在の様子を確認し、苦痛を感じてない場合は3か月を目安に解消としている。一方で、不安を感じている場合は、引き続き適切な対応を継続していく。(教頭)
- ・ いじめ事案については、教育委員会に報告を行い、定期的に教育委員会から指導を受けており、子供たちには日々、声をかけながら対応している。おおよそ3か月を一つの区切りとして状況報告を行っている。(校長)
- ・ いじめた側への聞き取りは行うのか。(今田委員)
- ・ 聞き取ってよい場合には、双方それぞれに聞き取りを行い、その内容を合わせていく。いじめた子供を放置することはない。(教頭)
- ・ 最終的には、お互いに顔を合わせて話し合い、必要に応じて謝罪をしてい

る。(校長)

- ・ たとえ意図せず発言したつもりでも、受け取った側が不快に感じる場合はそれがいじめに該当することもあるため、発言しづらくなるように感じる。
(今田委員)
 - ・ いじめに関するアンケートの保存期間について、記入の有無に関わらず、5年間保存されることになっているが、これは小学校卒業までの保存期間になるのか。(神谷委員)
 - ・ いじめアンケート調査は5年間保存することになっており、小学校卒業後も保存している。(教頭)
 - ・ 小学校卒業後は、いじめの状況などについて中学校に情報共有を行い、継続的に見守ってもらう。(教頭)
 - ・ SNS上でのいじめは、見えない場所で広がりやすく、深刻な問題となっている。いじめられていることを誰かに伝えることは難しい。安心して話せる人や相談できる環境を整えることが大切だと思う。(本間委員)
- 協議の結果、令和7年度の対策を継続することと令和8年度 of 取組計画に全員意義なくこれを承認した。

(4)令和8年度学校運営基本方針について

議長の指示により、校長から、令和8年度学校運営基本方針について説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・ グランドデザインの「知」の部分には、読書の重要性や言葉を使って自分の気持ちを表現したり、相手に伝えたりすることの大切さを意識されている点が非常に良いと感じた。(本間委員)
 - ・ 教員の思いとしてはプラスの言葉掛けであっても、受け取る側にとってマイナスに感じられることもある。日常的に相手を思いやる温かい言葉掛けをすることで良好な友好関係やいじめ防止にもつながると思う。(本間委員)
 - ・ 日常的なプラスの言葉掛けをしてもらいたい。一方で、子供たちの目線に立つことは大切だが、同時に指導においては適切な距離感が必要になるのではないか。(生熊委員)
 - ・ 家庭では、ついネガティブな言葉が多くなりがちで、なかなか前向きな言葉掛けができないこともある。先生方は、すでにプラスの言葉掛けをしてくれていることに感謝している。(神谷委員)
- 協議の結果、令和8年度学校運営方針に全員意義なくこれを承認した。

12 その他報告事項

教頭から、夢育やらまいか事業、CS加算分について報告があった。

司会から、令和8年度第1回学校運営協議会は、5月7日(木)午後2時から特別室で開催する旨の報告があった。

(様式1)

学校番号 (小071)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(北浜東小) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

物事に積極的に挑戦する中で他者(友達や地域の人など)と関わり、さらに自己表現ができる子に育つよう学校運営協議会としてできることを探る。

- ・自己肯定感を高める取り組みへの助言
- ・他者を思いやる心の育成対応への助言

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ **ア** よくできた **イ** できた **ウ** あまりできなかった **エ** できなかった
(理由)

校長からの基本方針やランドデザインの説明をもとに、文言や具体的取り組みを確認し、目標に対する課題等を議論することができた。また、子供たちの現状から、さらに目標に向けた取り組みの必要性について共有することもできた。議論をするとき、反対意見も出るなど、それぞれの意見を出し合うことができ、充実していた。しかし、「建設的な意見」にするには、まだ努力の余地がある。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ **ア** よくできた **イ** できた **ウ** あまりできなかった **エ** できなかった
(理由)

「地域ふれあい活動」や「東っ子のびのび応援隊」の充実について意見交換を行った。大人が子供たちと関わり、子供たちがほめてもらったり助言をもらったりすることで、できることが増え、達成感や自己肯定感を高めることにつながった。また、地域探検に同行することで、教育活動の幅を広げたり、安全確保をしたりすることができた。同行した大人にとっても子供のつぶやきから子供の思考を知ったり、子供らしい感性に触れることができ、有意義だったという意見が聞かれたため、話し合ったことが教育活動の充実につながったと言える。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ **ア** 充分に行った **イ** 行った **ウ** あまり行わなかった **エ** 行わなかった
(理由)

「学校だより」「CSだより」「ブログ」など様々な方法で情報を発信した。「CSだより」を通して行った東っ子のびのび応援隊の参加人数や地域ふれあい活動の協力者数から保護者や地域の理解が得られたと考えられる。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

他者(友達や地域の人など)と関わり、**苦手なことにも粘り強く挑戦**する中で、さらに自己表現ができる子に育つよう学校運営協議会としてできることを探る。

- ・自己肯定感を高める取り組みへの助言
- ・他者を思いやる心の育成対応への助言

令和8年度 浜松市立北浜東小学校 グランドデザイン

学習指導要領
 ◇生きる力の育成
 ◇資質・能力の3つの柱
 ◇主体的・対話的で深い学び
 令和の日本型学校教育
 ◇個別最適な学びと協働的な学び

第4次浜松市教育総合計画(前期)(R7~R11)
 『描く夢や未来の実現』
 ☆「主体性」「多様性・包摂性」「信頼・協働」
 →すべての人々のウェルビーイングの向上
 ○自分らしさを大切にすることも
 ○他者と協働し、主体的に行動できることも
 ○自己調整しながら、粘り強く取り組むことも

北浜東部中学校区
 ◎夢の実現に向けて挑戦し続ける子
 知:ともに学び合う子
 徳:思いやりのある子
 体:心身ともにたくましい子

児童の実態と課題
 ○明るく素直で、こどもらしい ○人や物に優しく、思いやりがある ○やるべきことに真摯に取り組める
 △自己表現・考えを伝えることが苦手

記念碑の言葉 **向上無限** 学校教育目標 **目標に向かって 自ら学び続ける子**

【知】表現する子
 ◇課題を見通し、自分なりの表現で、相手に思いや考えを伝える。
 評:学習中、自分の意見や考えを積極的に発言したり話し合ったりしている。(80%)

【徳】自他を認め、大切にする子
 ◇互いの個性を認め合い、優しく接する。
 ◇相手の顔を見て、あいさつや返事をする。
 評:思いやりや優しさをもって、周囲の人に接することができる。(90%)

【体】心身ともに元気な子
 ◇日常的に運動し、目標をもって健康な体づくりをする。
 ◇目標に向かって、粘り強く取り組む。
 評:新しいことに挑戦したり、粘り強く取り組んだらできる。(80%)

キャリア教育で育てたい4つの態度・能力

- ① **とつながる力**
他者理解・他者への働きかけ
- ② **自分を高める力**
自己の役割の理解
- ③ **挑戦する力**
情報の理解・選択・処理
- ④ **夢に向かう力**
学ぶこと・働くことの意義や役割・多様性の理解

【笑楽校】=「学校が楽しい」と笑顔で登校する学校😊

目指す学校像
 ○だれもが心身の安全が保障され、安心して生活できる学校
 ○子どもそれぞれのよさが発揮できる学校
 ○子どもの姿で、保護者や地域に信頼される学校

目指す教職員像
 ○人間味にあふれ、こどものよさや思いを大切にする教職員
 ○磨き合い支え合う、同僚性をもった教職員

R8の重点取組
【知】○自己表現をテーマとした研修
 ○ICTを活用した授業実践
 ○基礎基本の徹底と読書の推進
 ○表現の場としての学年団集会

【徳】○日常的なプラスの言葉掛け
 ○心の日の設定 (SGE・SST)
 ○縦割り活動の推進・あいさつの励行
 ○いじめ防止対策の徹底

【体】○自己目標設定(短期・長期)と振り返りの時間の設定・充実
 ○持久走がんばり週間の充実となわとびカード(通年)の活用
 ○「自分の命を守る」多様な訓練の実施

根幹となる発達支援教育の理念
 一人一人を大切にしたい指導 誰も取り残さない温かな支援 互いを尊重し合う、様々な価値や多様性の理解

コミュニティ・スクール

- PTA
- 地域の方々・団体
- 東っ子のびのび応援隊
- 関係機関・各種分野の専門家

I 令和8年度 学校経営構想

<はじめに>

令和7年度は、第4次浜松市教育総合計画の初年度として、基本理念「描く夢や未来の実現」のもと、児童の課題に応じた研修と重点取組等を行い、計画した教育課程を滞りなく実施することができた。また、令和4年度に学校教育目標を新たに設定し、数値目標を掲げて取り組んだ4年目であった。

社会の変化に柔軟に対応し、自らが考え行動できるこどもの育成をするためには、こどもや保護者、地域、職員の総意の下で検証し、本校の特色と課題をさらに精査したいと考える。そして、良さを伸ばし課題を少しずつでも解決しながら、令和8年度の教育課程を実施したいと考え、学校経営方針を立案した。

1 教育課程編成の視点

(1) 時代の要請に応じた教育課程編成

予測困難な VUCA¹時代の到来により、こどもには、社会の変化に柔軟に対応し、受け身でなく、自分たちの手でよりよい社会と幸福な自分を創り出していくことが求められる。また、持続可能で誰一人取り残さない社会の創り手となるため、こどもには、豊かな心をもち、他者を尊重し多様な人々と協働しながら生きていくことも求められる。

①学習指導要領を確実に実行する教育課程

- 「生きる力」育成のため、資質・能力の3つの柱を押さえた指導
 - ・生きて働く「知識・技能」の習得
 - ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
 - ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養
- 「主体的・対話的で深い学び」実現のための授業改善

②「令和の日本型学校教育」を踏まえた学校教育

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
 - ・ICTの活用
 - ・多様性や包摂性のある学校風土の醸成

(2) 「はままつの教育」を反映させた教育課程編成

第4次浜松市教育総合計画（令和7年度～令和16年度の10年間、前期計画は令和7年度～令和11年度）の2年目となる。計画の基本理念は「描く夢や未来の実現」である。「こどもやこどもの成長を支えるすべての人たちが、それぞれの『夢や未来』を描き、その実現に向けて自ら行動していくことで、それぞれのウェルビーイング²を向上させていきたい」という願いが込められ、3つのコンセプト「主体性」「多様性・包摂性」「信頼・協働」を設定している。

¹変動制(Volatility)、不確実性(Uncertainty)、複雑性(Complexity)、曖昧性(Ambiguity)の略称。

²身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

【計画のコンセプト】

○主体性

- ・物事を自分事としてとらえ、目前の課題の解決や、描く未来の実現に向けて粘り強く取り組む

○多様性・包摂性

- ・一人一人の自分らしさを認め、互いを尊重しあいながら、誰もが活躍できる環境を実現していく

○信頼・協働

- ・それぞれの立場の人が、人や組織に信頼を置き、協働したり、相互に作用したりして、よりよい関係性を構築していく

さらに、3つのコンセプトを踏まえ、「自分らしさ」を重視した「目指すこどもの姿」、「目指す教職員の姿」を設定している。

【目指すこどもの姿】

- ・自分らしさを大切にすること
- ・他者と協働し、主体的に行動できること
- ・自己調整しながら、粘り強く取り組むこと

【目指す教職員の姿】

- ・こどもの自分らしさを受け止める教職員
- ・愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員
- ・専門性と指導力を磨き続ける教職員

3つの方針「自分や浜松の未来を創る人づくり」「安全・安心で魅力ある環境づくり」「こどもの学びや育ちを支える連携・協働」に基づいたさまざまな施策を通して、目指すこどもの姿を具現化していくため、教育活動全体を通して計画的に取り組む。

また、施策の一つに「いじめの問題への対応」を掲げ、いじめ防止対策にも強い思いで取組の方針を打ち出している。「いじめ見逃しゼロ」に向けて、こどもが安心して学校に通うことができるよう、各校での対策の徹底が求められている。

なお、どの施策も様々なデータやデジタル技術の活用（教育DX³）を意識して取組を進め、データ等に基づいて振り返り、見直しを行い、具体的な取組を改善していくとしている。

³DXはデジタル・トランスフォーメーションを指し、学校がデジタル技術を活用して、今までできなかった学習や業務を実現し、時代に対応した教育を進めていくこと。

〔キャリア教育について（本校の押さえ）〕

第3次浜松市教育総合計画の重点の一つであった「キャリア教育」については、地域とのつながりを大切にしながら継続して取り組んでいく。

- 「今と将来をつなぐ」「自分と社会をつなぐ」キャリア教育
- 「4つの育てたい態度・能力」を押さえた指導
 - ・キャリアパスポート等でのキャリア発達の意識化

育てたい態度・能力 (基礎的・汎用的能力)	育てたい力の具体的な要素の例 (文部科学省 手引きより)
人とつながる力 (人間関係形成・社会形成能力)	他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ
自分を高める力 (自己理解・自己管理能力)	自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的行動
挑戦する力 (課題対応能力)	情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追究、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善
夢に向かう力 (キャリアプランニング能力)	学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善

(3) 東っ子の実態に応じた教育課程編成

令和4年度より、知・徳・体の重点項目に対して数値目標を設定した。これは、カリキュラムマネジメントの中で「学校教育の効果を常に検証して改善する」上で、必要と考えたからである。主に学校評価のアンケート（児童・保護者・地域・職員）より検証を試みている。

<知>

○ わたしは、授業中、自分の意見や考えを発言したり話し合ったりしている。
「そう思う」「大体そう思う」の割合

年度	数値目標	児童	保護者	職員
R4	80%	81%	66%	100%
R5	80%	76%	66%	100%
R6	80%	81%	78%	86%
R7	80%	83%	75%	92%

令和7年度の結果では、児童の評価が数値目標を達成し、保護者の評価は数値目標に届かなかったものの、職員の評価は90%を超えるものとなった。全職員が「表現する子」をテーマとした研修に継続的に取り組み、それぞれに工夫して授業改善を進めてきた結果と考えられる。授業の中でのペア活動や小グループでの話し合いに加え、個人差はあるものの、全体の場での挙手・発表等にも積極性が見られる児童が増えてきている。

こどもは学校で授業を通して学び、他者と関わりながら成長を続けている。高い目標を設定しつつ、一人一人が学び続ける楽しさや必要感を味わうとともに、職員も質の高い授業実践を積み重ねていく必要があると考える。「授業が楽しい」「よく分かる」というこどもの言葉が、保護者の学校への関心度や信頼度を高めることにつながると信じている。引き続き、こどもの意識を変えるとともに、自己表現することや話し合うことが楽しいと感じる授業を展開し、表現に対する自信をもたせていきたい。

そのほか、全国学力学習状況調査や市の定着度調査の結果において、平均に満たない項目が見られる。一概に点数だけでは学びの成果を図ることはできないが、個人差

が大きいことや基礎的基本的な内容が定着していないこと、書き表し方の工夫ができないこと、問題の読み取りが難しく、応用的な問題に力を発揮できないこと等が挙げられる。

<徳>

○ わたしは、思いやりや優しさをもって、周囲の人に接している。

「そう思う」「大体そう思う」の割合

年度	数値目標	児童	保護者	職員
R4	90%	84%	93%	100%
R5	90%	80%	93%	100%
R6	90%	88%	94%	100%
R7	90%	92%	95%	92%

令和7年度の結果では、児童の評価で初めて数値目標を達成する結果となった。保護者、職員については、数値目標を達成しているとの評価を継続して得られている。

実態として、本当に素直で優しいこどもが多い。これも、地域や保護者がこどもを温かく支えているからだと考える。学校でも、学級・学年の横のつながり、他学年との縦のつながりを大切に活動により、人や物に優しい子が育っていると考える。こうしたこどものよさは、本校の強みの一つであり、今後も大切にしていきたい。

さらに、令和8年度は、職員から日常的なプラスの言葉掛けをすることで、互いを認め合う学校風土をさらに熟成していきたい。こどもが気付かない優しさや温かさなどを積極的に認め、自己肯定感を高めていきたい。

一方、やや内気なこどもも多く、普段とは異なる状況や地域、社会に出た際に自分を出せない傾向がある。登下校時のあいさつを含め、学校、家庭、地域、どの場面でも自ら進んで他者を思いやる言動ができるようにしたい。

<体>

○ わたしは、新しいことに挑戦したり、粘り強く取り組んだりしている。

「そう思う」「大体そう思う」の割合

年度	数値目標	児童	保護者	職員
R4	80%	80%	75%	79%
R5	80%	81%	68%	69%
R6	80%	85%	72%	71%
R7	80%	87%	77%	69%
		83%	55%	54%

令和6年度までは、一文の中に、「挑戦」と「粘り強さ」を併記した質問文で評価を行っていた。しかし、質問項目の二重性により、回答がどちらの行動を強く反映しているか不明確で曖昧であったと言える。そこで、令和7年度は、「新しいことに意欲的に取り組むことができる」「嫌いなことや苦手なことでも粘り強く取り組みことができる」と質問文を分けて評価を行った。（上段：挑戦 下段：粘り強さ）

それぞれに調査した結果では、児童は「挑戦」「粘り強さ」ともに高評価に対して、

大人の評価はどちらも数値目標を下回る評価であった。特に、「粘り強さ」については、児童の数値とは大きな開きがある。児童が頑張っていると思いつつも、今一步の努力や継続が足りないことや、得意なことばかりでなく、苦手意識のあることにももっと取り組んでほしいという願いが、保護者や職員にはあると思われる。

そこで、体育科授業や保健指導等の充実を図り、活動や取組の過程を大事にしながら、自己の目標を達成できるような授業を行いたい。また、授業はもちろん、学習や生活、行事等においても、こどもが自ら目標を立て、自分の行動を振り返り、評価しながら次の行動を決定していくような「粘り強さ」「しなやかさ」「たくましさ」を育てたい。さらに、引き続き基本的な生活習慣の確立を保護者と共に整えていきたいと考える。

健康・安全面では、「自分の命は自分で守る」という意識をしっかりとらせ、健康の維持増進や交通事故の防止、防災・防犯のために、自分で考えて行動できるこどもを育てたい。

2 学校教育目標・重点方針

(1) 学校教育目標

「目標に向かって 自ら学び続ける子」(R4改)

令和4年度、学校教育目標を新たに設定した(変更理由は、令和4年度の教育課程参照)。令和8年度においても、引き続き、この教育目標を掲げ、こどもの成長を支援していきたい。

<教育目標に込めた思い>

- ① 学び続けることで自己の目標を探ることができる子
- ② 目標に対して達成のために努力し続ける子

生きる力を育み、絶えず達成できそうな目標をもつことで、課題の解決や達成したときの喜びを味わい、その積み重ねは、自分の人生や将来様々な人たちと協力しながら豊かな社会を創り出す基盤となると考える。

(2) 重点方針

学校教育目標を達成するために、学校・家庭・地域が協働してこどもを支えていくことが重要である。そこで、「目指すこども像」を明確にし、三者で共有するとともに、それを支えるための「目指す学校像」と「目指す教職員像」を設定した。

① 目指すこども像 (R6改)

○「表現する子」【知】

◇課題を見通し、自分なりの表現で、相手に思いや考えを伝える。

○「自他を認め、大切にする子」【徳】

◇互いの個性を認め合い、優しく接する。

◇相手の顔を見て、あいさつや返事をする。

○「心身ともに元気な子」【体】

◇日常的に運動し、目標をもって健康な体づくりをする。

◇目標に向かって、粘り強く取り組む。

② 目指す学校像 (R6 新)

○【笑楽校】＝「学校が楽しい」と笑顔で登校する学校

- ・ だれもが心身の安全が保障され、安心して生活できる学校
- ・ 様々な教育活動の場で、こどもそれぞれのよさが発揮できる学校
- ・ 目的を共有し、共に考え、こどもの姿で、保護者や地域から信頼される学校

③ 目指す教職員像 (R6 新)

○人間味にあふれ、こどものよさや思いを大切にする教職員

- ・ こどもの心に寄り添い、惜しみない愛情を注ぐ
- ・ 一人一人のよさや可能性を見付け伸ばそうと努める
- ・ こどもの権利と主体性を尊重する

○磨き合い支え合う、同僚性をもった教職員

- ・ 願いや志、誇りとやりがいをもって仕事に励む
- ・ よりよい支援や指導の在り方を模索し、学ぶ姿勢をもって共に高め合う
- ・ 規範意識をもち、互いの考えや強み、立場を大切にして、チームで取り組む

3 具体的な方策

「表現する子」【知】

◆授業改革と ICT 教育の推進

- ・ 授業研究を中心とした校内研修の推進
(表現をテーマとした研修と ICT を活用した授業実践)
- ・ 基礎基本の徹底 (漢字学習・計算学習) と 読書の推進
- ・ 表現の場としての学年団集会の実施
- ・ 教科担任制を踏まえた教科指導の充実
- ・ 交流活動の充実
- ・ キャリア・パスポートの活用とキャリア教育を踏まえた単元計画、実践

「自他を認め、大切にする子」【徳】

◆豊かな心をはぐくむ教育の推進

- ・ 思いやりの心をはぐくむ 縦割り活動 (なかよし活動、縦割り清掃等) の推進、あいさつの励行
- ・ 日常的なプラスの言葉掛け
- ・ いじめ防止対策基本方針の運用・徹底
- ・ 問題行動の早期発見・早期対応 (生活アンケート・はままついじめアンケートの実施、教育相談日の確保、SC・SSW・社福・児相等との連携)
- ・ 心の日の設定 (構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニングの実施)
- ・ 道徳授業の充実 (「命について考える日」での道徳授業の実践公開)
- ・ 交流活動の推進

- ・規範意識の醸成（規則を守る指導の共通理解・共通実践）
- ・地域の教育力、教育資源を生かした活動の推進
- ・情報発信と信頼関係の構築
- （授業・集会等の公開、学年・学校便りの発行、ブログでの情報発信）

○「心身ともに元気な子」【体】

◆自分を大切にする教育の推進

- ・運動・食育・睡眠など健康教育の推進
- ・実践的な防犯・防災教育の推進
- （「自分の命は自分で守る」意識の定着、訓練の実施、実態に応じた学級指導）
- ・交通事故防止の徹底（学級指導、交通安全教室の実施、定期的な街頭指導）
- ・意図的な自己目標設定（短期・長期）と振り返りの時間の充実
- ・持久走がんばり週間の充実と、なわとびカード（通年）の活用

○発達支援教育の充実

- ・一人一人を大切に、発達支援コーディネーターを中心に全職員が協力して、支援を必要とするこどもの指導を計画的、組織的、継続的に行っていく。
- ・外部機関と連携して、保護者の立場に立って適切な支援ができるよう研修を深めていく。
- ・実態把握を適切に行い、個別の支援計画とその結果について検証していく。
- ・校内発達支援教室「すこやか教室」において、支援員を中心に学級担任と連携して、支援を必要とするこどもにも、効果的な個に応じた指導が行えるようにしていく。

○コミュニティ・スクールの充実（第2期の3年目）

- ・児童の実態や付けたい力、目指すこども像の共有
- ・地域や家庭の人的・物的教育資源の積極的な活用
- （地域ふれあい活動の充実、「東っ子のびのび応援隊（学校支援ボランティア）」の活用等、地域と連携した教育活動の推進）
- （・学校支援コーディネーターとの連携）

※心理的安全性の高い職場づくり

- ・相談しやすく、協働的で、弱音を吐ける人間関係
- ・全職員で全児童を育てる意識
- ・働き方改革の推進 → ワークライフバランスと働きがい 発想の転換と柔軟性
就業インターバルの確保

浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針

浜松市立北浜東小学校
令和8年4月改訂

浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方.....	3
1	いじめの定義.....	3
2	いじめの理解.....	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方.....	4
	(1)いじめの未然防止.....	4
	(2)いじめの早期発見.....	4
	(3)いじめへの対処.....	5
	(4)地域や家庭との連携.....	5
	(5)関係機関との連携.....	5
第2	いじめの防止等のための対策.....	6
1	いじめの防止等のための組織.....	6
	(1)「北浜東小学校いじめ対策委員会」の設置.....	6
	(2)「いじめ対策委員会」の組織と役割.....	6
	(3)いじめの防止等における教職員の役割.....	7
	(4)いじめ対応の流れ.....	8
2	いじめの防止等に関する取組.....	9
	(1)北浜東小年間指導計画.....	9
	(2)いじめの未然防止.....	10
	(3)いじめの早期発見.....	11
	(4)いじめに対する措置.....	12
	(5)関係機関との連携.....	13
	(6)学校における教育相談体制の整備.....	13
	(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組.....	13
	(8)いじめが「解消している」状態.....	13
	(9)「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し.....	14
3	地域や家庭の役割.....	14
	(1)地域の役割.....	14
	(2)家庭の役割.....	14

第3 重大事態への対処.....	15
1 重大事態の意味	15
(1)生命心身財産重大事態	15
(2)不登校重大事態.....	15
(3)子どもや保護者からの申立て	15
2 重大事態の調査組織.....	15
3 事実関係を明確にするための調査の実施.....	16
4 調査結果の提供及び報告	16
5 その他の留意事項.....	16

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

こどもは人と人との関わりの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、こどもは温かく優しい人間関係の中で伸び伸びと生活できます。しかし、ひとたびこどもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気生まれると、その場は安全な居場所ではなくなり、いじめを発生させる要因にもなりかねません。こどもにとって、いじめは健やかな成長を阻むだけでなく、将来に向けた希望を失うなど、深刻な影響を与えるものと受け止める必要があります。

1 いじめの定義

いじめとは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- インターネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けたこどもの立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、こどもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けたこどもの意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

- いじめは、どのこどもにも、どこでも起こりうるものです。

- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くのこどもが入れ替わりながら被害も加害も経験します。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全てのこどもを対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けているこどもの心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまうこどもや、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つくこどももいます。また、いじめを行ったこどもといじめを受けたこどもが入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。こどもを取り巻く大人が一丸となって、心の通う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かうこどもを育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、こどもの健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1)いじめの未然防止

全てのこどもを、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全てのこどもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、こどもの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全てのこどもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のために、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲のこどもたちや家庭、地域からの情報の受け止めに努めます。

こどもたちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(こどもたちからのSOS)は、いじめを受けているこどもからも、いじめを行っているこどもからも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるように努めます。いじめはどのこどもにも、どこ

でも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子どもを見守る体制を整え、子どものささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子どもを見守る。

(3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子どもへの支援・いじめを行った子どもや周囲の子どもへの指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子どもから事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③子どもの「健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「北浜東小学校いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子どもを見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)制度を活用する。
- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など)と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子どもや保護者に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「北浜東小学校いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「北浜東小学校いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全職員が「浜松いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要（令和4年12月文部科学省。）」を理解し、「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

1 いじめの防止等のための組織

(1)「北浜東小学校いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等の対策のため「北浜東小学校いじめ対策委員会」（以下いじめ対策委員会）を設置します。設置の目的は以下の通りです。

- ・いじめの疑いに対する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるようにするため。
- ・いじめの些細な兆候や懸念、こどもからの訴えを教員が抱え込まないこと、又は対応不要であると教員個人で判断することを防ぐため。
- ・情報をこどもごとに個別に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るため。
- ・いじめ防止基本方針の策定や見直し、自校で定めたいじめ防止等の取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックやいじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、自校のいじめの防止等の取組について検証を行うため。

(2)「いじめ対策委員会」の組織と役割

○委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。

○参画する教職員等

- ・校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導主任、発達支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、学級担任
 - ・上記を原則とするが、初動時や緊急性の高い事案においては、直ちに参集できる教職員で迅速に委員会を実施する。
 - ・必要に応じて、教科担任等を参加させたり、専門的な知識を有するスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、外部専門家（警察官経験者）等を参画させる。
 - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任等、関係の深い教職員を追加する。
- 毎月1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- 重大事態（法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

(3)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果た

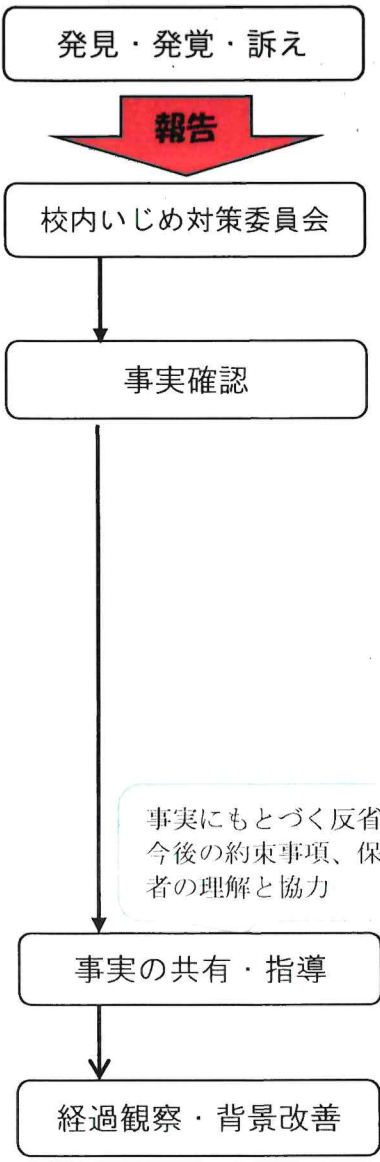
し、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導担当教員 (いじめ対策コーディネーター)
: いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員
: 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター
: 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。
- コ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

(4)いじめ対応の流れ



【組織的な対応】
 いじめを発見したり、訴えを聞いたりした教職員は、直ちに「いじめ対策委員会」に報告する。(直ちに参集できる教職員)

【校内いじめ対策委員会】
 対応の仕方や関係職員の役割分担等を確認する。

【立場に応じた事実確認】

- ①いじめを受けている子
- ②いじめている子
- ③いじめを見て楽しんでいる子
- ④いじめを傍観している子

※ 立場の違う者同士を同席させて事実確認は行わない。

【事実確認のポイント】

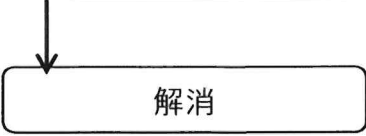
- ①いじめを受けている子
 心情を受け止め、励まし勇気付ける、訴え出る勇気が再発を防ぐ。
- ②いじめている子
 相手の立場に立った考え方をさせながら事実を確認する。
- ③いじめを見て楽しんでいる子④いじめを傍観している子
 当事者意識をもたせる。当事者外からの客観的な事実をつかむ。

【確認すべき内容】 具体的事実の確認と心情面の理解をいつ、どこで、誰に、どんなことを、どのくらいの頻度でどんなつもりで、どのように受け止めているか、今後どうするか等

【保護者との協力体制】
 いじめの事実関係を聴取したら、保護者にも情報提供をする。事実確認の経過や関係するこどもの心情を伝えるとともに学校での指導の方針を伝える。

【市教委連絡・外部機関連携】
 いじめ行為に触法性がある場合やいじめの背景に発達要因や福祉要因が認められる場合は、当初から関係機関との連携を視野に入れた指導の流れを考える。
 状況によっては、校長(いじめ対策委員長)がこの時点で市教委に第一報を入れる。

- ①いじめを受けた子に対して
 定期的な声掛け、定期相談を計画、日々の家庭連絡、SCや養護教諭との連結、友人関係の調整、気になる事柄を訴え出られるように支援する 等
- ②いじめた子に対して
 行動改善の示唆と支援、いじめを行った背景や要因の改善、友人関係の調整、行動変化の観察、定期面談や行動改善のための特別な活動を計画する 等
- ③いじめを見て楽しんでいる子に対して
 いじめを生んでいる雰囲気そのものであることを指摘、よりよい集団づくりのための役割を分担等
- ④いじめを傍観している子に対して
 いじめられている子の立場に立ち勇気をもって行動するよう示唆、教職員以外のモニターとしての役割等



【いじめが解消されている状態】

- ① いじめの行為が止んでいること。(3か月を目安とする。)
- ② いじめを受けた子が心身の苦痛を感じていないこと。

2 いじめの防止等に関する取組
 (1)北浜東小年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学級・学年	入学式 始業式 学級開き (GE・アイ スク等) 授業開き 学活 ・ルル確認 ・1年の目 標 (CP)	心の日 交通安全 教室 情報の日	道徳 命につい て考える 日 ・生命 尊重 林間学校 交通安全 リーダー と語る会	心の日 学活 ・1学期 振り返り (CP) 道徳 情報モラル 終業式 ・夏季休業 過ごし方 情報の日	始業式	人間関係 作り (GE等) 心の日 情報の日	修学旅行 心の日 情報モラ ル講座(4 年) 遵法教室 (5、6 年) 情報の日	運動会 (CP) 心の日 情報の日	心の日 終業式 学活 ・2学期 振り返り (CP) 情報の日	始業式 人間関係 作り (GE等) 心の日 情報の日	心の日	情報の日 心の日 道徳 ・感謝 学活 ・年間 振り返り (CP) 修了式 卒業式
	学級活動、係活動・学年団集会・心の日・情報の日・クラブ活動・委員会活動での協動的な取り組み											
児童会	なかよし 活動①	1年生を 迎える会 なかよし活動②	読書週間 なかよし 活動③	企画委員 会集会		なかよし 活動④ 学校保健週間			なかよし 遊び⑤	学校保健 週間	なかよし 遊び⑥⑦	6年生に感 謝する会 なかよし遊び⑧
	委員会イベント (随時)											
教職員	生徒指導 委員会① 発達支援 推進委員 会①	アングケ ト実施① 発達支援 推進委員 会②	生徒指導委員会② いじめ対策委 員会全体会① アングケト実施②	いじめ対 策委員会② 全体会	小中合同 研修		生徒指導 委員会③ アングケ ト実施③	いじめ対 策委員会③ アングケ ト実施④	校内研修 いじめ対 策委員会④ 全体会④	教育課程 方針見直し アンケート 実施⑤ 生徒指導委 員会④	教育課程 発達支援推 進委員会③ いじめ対策 委員会全体 会⑤	小中連絡 会 保幼小連 絡会
	いじめ対策委員会 (毎月)、臨時いじめ対策委員会 (随時) SC 教育相談、SSW 教育相談 (随時)、授業研究											
保護者・地域	入学式 PTA 総会 運営方針 説明会 学校運営 協議会	学校運営 協議会 家庭訪問		夏季教育 相談 PTA 挨拶運 動・補導				いじめ掛け PTA 挨拶運動 入学説明会 (中学校) 学校評価	冬季教育相 談 (希望) 地域ふれあ い活動 学校運営協議会	学校運営協 議会	入学説明会 (小学校) 通学班編成	新入生情 報交換会 キャリアア パスポー ト確認
	希望教育相談 (随時)											

※GE：構成的グループエンカウンター CP：キャリア・パスポート

(2)いじめの未然防止

学校教育目標「目標に向かって自ら学び続ける子」の具現化を目指し、「目標をもち、達成に向けて共に頑張り合える子の育成」と「互いのよさを認め合える子の育成」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

○毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

具体的な取組

会礼を行い、校長から「命」に関する話を全校児童に向けて行う。
全学級で「生命尊重」を題材とした道徳授業を実施する。

- 教職員の言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子どもの心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子どもや、周りで見えていたり、はやし立てたりする子どもを容認するものにほかならず、いじめを受けている子どもを孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に意見や支援を求める。
- 子どもと保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 子どもたちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子どもがいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。

4月	学級活動での学級目標の設定
7月	SNS ノートを活用した情報モラル授業
年間	「情報の日」による情報モラルの指導

イ 子どもが、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。

年間	学級や学年における授業のルールについての児童の話合い
年間	学校行事や校外学習を通じた集団作りとルールの涵養
年間	学年団集会や「心の日」の実施
4月	学級活動において1年間のめあてを設定（キャリア・パスポート）
5月	提案授業と事後研修
7月	林間学校の実施（5年生）
10月	授業研究と事後研修（主体的・対話的で深い学びと自己指導能力） 修学旅行の実施（6年生）
11月	運動会の実施
学期末	キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定

ウ こどもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
4月	道徳授業開き
6月	「生命尊重」をテーマにした道徳の授業の実施
3月	「感謝」をテーマにした道徳の授業と児童集会、学校行事等の実施
年1回	参観会での道徳の授業公開
エ 発達障害を含む、障害のあるこども、海外から帰国したこどもや外国籍のこども、国際結婚の保護者を持つ外国につながるこども、性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係るこどもなど、こども一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
毎月	多様性の理解に向けた縦割り活動による清掃活動や学校行事の実施
7月	企画委員会主催のイベントの実施
5月・11月・1月	発達支援推進委員会の実施
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、こどもの社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
年間	特別活動での共同的な取り組み
毎月	構成的グループエンカウンターを用いた「心の日」の活動
4月	構成的グループエンカウンターやアイスブレイク等を用いた仲間づくりの活動
学期初	人間関係づくりのための活動

(3)いじめの早期発見

いじめはどのこどもにも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となってこどもを見守る体制を整え、こどものささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「こどものちょっとした変化」に気付き、こどもが何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃からこどもの見守りや信頼関係の構築等に努め、こどもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記事等を通して、日頃からこどもとのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、こどもがいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期アンケート調査：年3回、はまがついじめアンケート：年2回 計5回
 ※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。
 ・定期アンケート調査は、家庭で実施する。
 ・はまがついじめアンケートは、校内で実施する。
 ・回収後速やかに、教職員が記載内容を確認する。その後、速やかに「いじめ対

策委員会」に報告する。

・必要に応じて、速やかに教育相談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

ウ 保存

・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○教育相談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期教育相談：1学期末は全員実施する。

2学期末は必要に応じて実施する。

※臨時の教育相談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

・教職員が得た情報を5年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、こどもが自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、こどもにとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、こどもからの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「いじめ対策委員会」を定期的で開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、こどもがインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

○法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

(4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けたこどもやいじめを知らせてきたこどもの安全を確保した上で、次のように対応します。

○教職員がいじめを発見し、又はこどもや保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

○教職員がいじめの相談を受けたり、こどもがいじめを受けていると思われるときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。こどもや保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつ。

○教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）を適切に記録する。

○「いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けたこども、いじめを知らせてきたこどもを徹底して守り通す。

○いじめが確認された場合は、いじめを受けたこどもには、安心できる場を確保し、いじめを行ったこどもには、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けたこどもとその保護者に対する支援、いじめを行ったこどもとその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合って見届ける。いじめを行ったこどもに対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保

護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。こどもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、こどもがいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、こどもに対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

(5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報をいじめ認知報告書に記載し、事案の認知毎及び月に1回教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等をこどもや保護者に紹介する。

(6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、こども、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けたこどもやいじめについて報告したこどもの気持ちを最優先に受け止め、こどもの気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- こどもが安心してSOSを発信できるように、こどもを取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けたこどもとその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行ったこどもとその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

(7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容やこどもや保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行ったこどもが抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

(8)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ②いじめを受けたこどもが心身の苦痛を感じていないこと

(9)「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」について、こども、保護者、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つこどもに積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるようにする。学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人がこどもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会(コミュニティ・スクール)、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2)家庭の役割

こどもが社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

また、こどもにとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」をこどもに教える。
- こどもからいじめの相談を受けたら、学校へ申し出るなど適切な措置をとる。
- こどもとの触れ合いや対話を大切にする。こどものありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」とこどもが安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景としたこどものちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。こどもに携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持ってこどもの使い方や様子に注意を払う。

○こどもがいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。

ア こどもに、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

イ こどものいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行ったこどもの健全な人格の発達を考える。

ウ いじめの状況に応じて、いじめを行ったこどもが、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和7年4月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省令和6年8月改訂版)」により適切に対応します。

1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合を言います。

(1)生命心身財産重大事態

いじめにより、こどもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

ア こどもが自殺を企図した場合

イ 身体に重大な障害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

(2)不登校重大事態

いじめにより、こどもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、こどもが一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

(3)こどもや保護者からの申立て

こどもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。

○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、こどもの命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情やこどもの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けたこどもやその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他のこどものプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあったこどもが深く傷つき、学校全体のこどもや保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、こどもや保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわったこどもだけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまうこどもや保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

(様式2)

令和8年度 学校運営協議会自己評価表

委員名 ()

＜本年度の目標＞

他者（友達や地域の人など）と関わり、苦手なことにも粘り強く挑戦する中で、さらに自己表現ができる子に育つよう学校運営協議会としてできることを探る。

- ・自己肯定感を高める取り組みへの助言
- ・他者を思いやる心の育成対応への助言

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

＜評価項目4＞ 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

(様式2)

令和8年度 学校運営協議会自己評価表

委員名 ()

<本年度の目標>

- ※ 前年度に協議会で協議した目標を記載する。
- ※ 目標が、会議体として相応しい目標となっているか、また、学校運営の基本方針に関わることを中心に据えられているか等を確認する。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)
- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目1をもとに、振り返る。
 - ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。
 - ※ 学校運営の基本方針（自校の学校教育目標や「育てたい力」等）について、協議した内容を簡潔に評価する。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- ⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)
- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目2をもとに、振り返る。
 - ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。
 - ※ 成果・課題などを簡潔に記載する。方法論だけではなく、「育てたい力」や「目指す子供の姿」とのつながりをポイントにする。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- ⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)
- ※ 協議会での協議結果（会議録への記載内容等）について、どんな方法による情報発信を行ったか、それによってどのような効果があったのか等を振り返って記載する。
 - ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ※ 委員個人の目標ではなく、協議会の目標を記載する。
- ※ 学校運営協議会は、会議体であるため、会議体として相応しい目標を設定する。委員が、個人としてボランティア活動に参加することは想定されるが、学校運営協議会がボランティア活動の主体となることは想定していない。
- ★ 自己評価の結果については、学校ホームページで公表する。

(様式1)

学校番号 (小071)

令和8年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(北浜東小)学校運営協議会長

<本年度の目標>

物事に積極的に挑戦する中で他者(友達や地域の人など)と関わり、さらに自己表現ができる子に育つよう学校運営協議会としてできることを探る。

- ・自己肯定感を高める取り組みへの助言
- ・他者を思いやる心の育成対応への助言

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

記載例

(様式1)

令和 年 月 日

浜松市立〇〇〇学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 〇〇 〇〇 様

学校運営協議会提案日以降の日付

意見書(案)として
第1回学校運営協議会で提

浜松市立〇〇〇学校運営協議会
会長 〇〇 〇〇

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和〇年〇〇月〇〇日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

【記載例】

- ① 地域に愛着と誇りをもってもらうため、地域出身の偉人〇〇〇〇について知る機会を提供すべきである。
⇒ 偉人について語るができる人を招聘し、講演会を開催する。
- ② 地域の人材や素材を活用することで、子供たちの社会性を高めると共に、興味や関心が深まるよう、クラブ活動を工夫すべきである。
⇒ 様々な技術や特技をもった地域在住の方々に講師を依頼する。
- ③ 様々な生き方に触れ、将来への夢や希望を抱く機会となるよう、職場体験学習をより充実させるべきである。
⇒ 職場体験を実施する前に、色々な職種の人たちに仕事内容・やりがい等について語ってもらう場を設定する。

(様式1)

令和8年5月8日

浜松市立北浜東小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 小高由貴美 様

浜松市立北浜東小学校運営協議会
会長 生熊 義憲

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和8年5月7日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 地域に愛着と誇りをもつことができるように、北浜東小の伝統として続いている地域ふれあい活動を継続するべきである。
⇒ 地域住民を講師として招き、低学年は昔遊び、高学年はしめ縄づくりを行い、地域の方とふれあうことができるようにする。
- ② 地域の人材や素材を活用することで、子供たちの地域への興味・関心を高めると共に、大人とのかかわりを通して自己肯定感を高められるよう、積極的に地域探検を行ったり、地域の方と交流したりする場を設けるべきである。
⇒ 地域の工場や店舗に見学を依頼したり、保護者や地域の方に東っ子のびのび応援隊として学校支援ボランティアに参加していただけるよう呼び掛けたりする。

令和8年度学校運営協議会 年間計画 ※変更がある場合は、御連絡します。

	日 時	主な熟議
第1回	5月7日(木) 14:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営に関する基本的な方針 ・いじめ防止等のための基本方針について ・夢育やらまいか事業に対する意見
第2回	6月16日(火) 13:30～	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観から見える子供の実態について ・支援策について(東っ子のびのび応援隊、地域ふれあい活動等)
第3回	12月15日(火) 14:00～ <small>(全職員が参加し、学校で困っていることや支援をしていただきたいことについて意見を出す。また、委員さんの率直な意見をいただく。)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援策の振り返り (地域ふれあい活動の振り返りを含む) ・いじめの実態と防止対策について
第4回	1月28日(木) 14:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者評価 ・学校運営協議会の自己評価 ・来年度の学校運営基本方針について ・夢育やらまいか事業の報告

※会場は北校舎2階特別室

※過半数の出席がないと会が成立しません。お手数ですが、欠席される場合は事前に学校まで御連絡ください。

053(586)3319 担当:佐野

子供たちの姿を御覧いただく機会

日 時	行 事	内 容
6月16日(木) 5校時 13:35～	授業公開	第2回学校運営協議会時、5校時の授業を公開します。
9月18日(金) 5校時 13:35～ 2月10日(水) 5校時 13:50～	参観会	保護者を招いての参観会です。よろしければ御来校ください。
11月7日(土) 午前中	運動会	保護者を招いての運動会です。よろしければ子供たちが元気よく運動する姿を御覧ください。
12月8日(火) 1～3年 10:35～ 4～6年 13:50～	地域ふれあい活動	1～3年:昔の遊び 4～6年:しめ縄づくり よろしければ一緒に御参加ください。

はじまるよ! ラーケーション

家族でつくる、特別な学びの日

ラーケーションとは..

学び（ラーニング）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語で、平日に校外等で、子供たちが興味・関心に応じた学びを、保護者等と一緒にする日です。

ラーケーションの目的



第4次浜松市教育総合計画では、コンセプトの一つに「主体性」を掲げています。子供たちが、平日に保護者等とともに学校外で体験的・探究的な活動を行うことにより、主体的に学び課題を発見して解決する力の育成を応援するものです。

取得日数



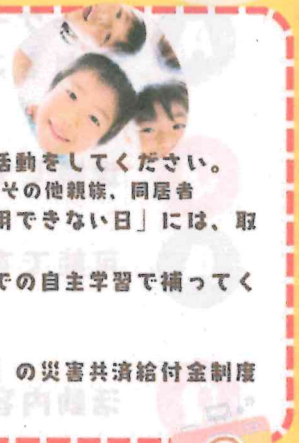
- ・1年に3日間（1日単位）まで取得できます。
 - ・「欠席」にはなりません。
- ★必ず取得しなければいけないものではありません。

取得方法



- ・さくら連絡網を使って、取得日の1週間前までに申請します。
- ・さくら連絡網に未登録のご家庭は、下の二次元コードから申請書をダウンロードして、学校に提出してください。学校からの連絡をもって「承認」となります。

留意点



- ・必ず保護者等（※）と一緒に活動をしてください。
- ・※父母、祖父母、成人した兄弟、その他親族、同居者
- ・各学校で設定されている「利用できない日」には、取得することができません。
- ・休んだ日の授業内容は、家庭での自主学習で補ってください。
- ・給食費の返金は行いません。
- ・「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付金制度は適用されません。



ラーケーションに関するQ & A

Q いつから始まりますか？

A 令和8年5月1日以降、準備ができた学校から始まります。

Q どのように申請すればいいですか？

A さくら連絡網を使って申請します。申請方法の詳細は、4月上旬にお知らせします。

Q どのような活動内容なら申請することができますか？

A 例として以下のようなものが考えられます。

- ・ものづくり(陶芸、竹細工、染物、ガラス など)
- ・農業・自然体験 (収穫体験、動植物観察、野外活動、環境学習 など)
- ・芸術鑑賞 (美術、演劇、音楽 など)
- ・施設見学 (博物館、科学館、水族館、職場、工場、学校 など)
- ・大会・講座参加 (スポーツ大会、調理教室、プログラミング教室 など)
- ・家庭学習 (進路や職業について考える、日頃できない学習をする など)

Q 友達同士で一緒に取得することはできますか？

A 子供たちそれぞれの保護者等(※)の同伴があれば可能です。

※父母、祖父母、成人した兄姉、その他親族、同居者

Q ラーケーションを取得できない日はいつですか？

A ラーケーションを取得できない日が、各学校からお知らせされますので、それをご覧ください。

Q 連続して2日間、3日間取得することはできますか？

A 可能です。

Q 活動内容がラーケーションの趣旨に合わない場合はどうなりますか？

A その場合は、「家事・都合」での「欠席」となります。
ご不明な点がございましたら、教育総務課までご連絡ください。

令和8年度 北浜東小学校教育活動計画(案)

2026 年度(令和8年度)

4月		5月		6月		7月		8月		9月	
1 水		1 金 ○ 特5 家庭訪問④(永島・八幡・国地・上善地) 心電図検査	1 月 ○ 保幼小連絡会(5校時1年参観授業) 教育相談日 情報の日③	1 水		1 土		1 火		1 火 ○ 特日課 給食開始 出入り授業開始	
2 木		2 土	2 火 ○ 6年ごろの劇場AM 5年体カテスト2・3校時 教育実習最終日	2 木		2 日		2 水		2 水 ○ 避難訓練④3校時	
3 金		3 日	3 水		3 金 ○ クラブ③ 回泳練習	3 月		3 木		3 木 ○ 委員会④4年6校時カット	
4 土		4 月	4 木 ○ みどりの日	4 木 ○ 男子内科健診13:30~ 鑑賞教室3、4校時(教科)	4 土		4 火		4 金 ○ 委員会④4年6校時カット		
5 日		5 火	5 金 ○ こどもの日	5 金 ○	5 日		5 水		5 土		
6 月		6 水	6 土		6 月 ○ 特5 夏季面談① 情報の日④	6 木		6 日			
7 火		7 木 ○ 特5 家庭訪問⑤(永島・八幡・国地・上善地) 学校運営協議会①	7 日		7 火 ○ 回泳練習 4年天竜厚生会福祉授業②5、6校時	7 金		7 月 ○ 教育相談日 情報の日⑤			
8 水	特3 2~6年新任式・始業式 2~6年4時間、6年弁当持5時間入学式準備PM	8 金 ○ 特5 家庭訪問⑥予備日	8 月 ○ 高学年団集会① なかよし活動②	8 水		8 土		8 火		8 火 ○ 特日課	
9 木	特3 1、6年入学式AM	9 土	9 火 ○	9 火 ○	9 木 ○ 特5 夏季面談③ お話きらきら	9 日		9 水		9 水 ○	
10 金	1年集団下校①	10 日	10 水	10 水 ○ 特4	10 金 ○ 委員会③4年6校時カット 回泳練習	10 月		10 木		10 木 ○ 防犯訓練 お話きらきら	
11 土		11 月 ○ 教育相談日	11 木 ○ 5年宿泊体験学習(青少年の家) お話きらきら	11 土		11 火	山の日	11 金		11 金 ○ 6年修学旅行説明会 4年校外学習①	
12 日		12 火 ○ 5年宿泊体験学習説明会	12 金 ○ 5年宿泊体験学習(青少年の家)	12 日		12 水	閉庁日	12 土		12 土	
13 月	1年集団下校② 出入り授業開始基準日 2~6年給食開始 避難訓練①2校時	13 水 ○ 前期清掃リーダー会 教育実習(~6/2)	13 土		13 月 ○ 特5 夏季面談④ 心の日	13 木	閉庁日	13 日		13 日	
14 火	1年集団下校③ 通学班会2校時	14 木 ○ お話きらきらスタート	14 日		14 火 ○ 特4 夏季面談⑤予備日 30分間回泳	14 金	閉庁日	14 月		14 月 ○ 心の日	
15 水	1年集団下校④ なかよしリーダー会	15 金 ○ 1年生を迎える会 尿検査2次	15 月 ○ 命について考える日 朝会・道徳授業	15 水		15 土		15 火		15 火 ○ 特日課	
16 木	第1回PTA・通合運営委員会15:00~16:00 1、2、3年歯科健診9:00~	16 土	16 火 ○ 4、5、6年歯科健診13:05~ 学校運営協議会②	16 木		16 日		16 水		16 水 ○	
17 金	委員会①4年6校時カット	17 日	17 水 ○ なかよし活動③	17 金		17 月		17 土		17 土 ○ 後期清掃リーダー会	
18 土		18 月 ○ 心の日 たのしい学校アンケート(1) 前編(たてわり清掃開始)	18 木 ○ はままついじめアンケート①	18 土		18 火		18 日		18 日 ○ 普5 参観会・懇談会 第2回PTA運営委員会	
19 日		19 火 ○	19 金 ○ クラブ① 回泳練習 女子内科健診13:15~	19 日		19 水		19 木		19 木 ○	
20 月	特5 身体測定3、4年 2~6年13:50下校 心の日 計算力実態調査	20 水 ○ 交通安全教室(教科) 代表委員会①	20 土		20 月		海の日	20 日		20 日	
21 火	特5 身体測定5、6年 2~6年13:50下校	21 木	21 日		21 火 ○ 特3 終業式 30分間回泳予備日Ⅱ	21 金		21 土		21 土 ○ 敬老の日	
22 水	1年給食開始 なかよし活動① 身体測定1、2年、りゅうち	22 金 ○ 委員会②4年6校時カット	22 月 ○ 学校評価基準日 中学年団集会①	22 水		22 土		22 日		22 日 ○ 国民の休日	
23 木	6年全国学力・学習状況調査 2、5年学習サポートシート 尿検査1次	23 土	23 火 ○ 第1回資源物回収	23 木		23 日		23 月		23 月 ○ 秋分の日	
24 金	特4 朝会 学校運営方針説明会 引渡・引渡②・引渡③	24 日	24 水 ○ 代表委員会②	24 金		24 月		24 火		24 火 ○ お話きらきら	
25 土		25 月 ○ 情報の日②	25 木 ○ 交通安全Rと語る会5校時 お話きらきら	25 土		25 日		25 月		25 月 ○ 後期たてわり清掃開始	
26 日		26 火 ○ 水書訓練③3校時(教科)	26 金 ○ クラブ② 回泳練習	26 日		26 火		26 水		26 水 ○	
27 月	特5 家庭訪問⑥(善地・新堀・高麗・竜南) 6年児童質問紙 情報の日	27 水 ○ 特4	27 土		27 月			27 火		27 火 ○	
28 火	特5 家庭訪問⑦(善地・新堀・高麗・竜南)	28 木 ○ 1、4年耳鼻科健診13:05~ お話きらきら	28 日		28 火		特3 始業式	28 日		28 日 ○ 低学年団集会②	
29 水	昭和の日	29 金 ○ 尿検査3次 眼科健診	29 月 ○ 低学年団集会①	29 水		29 土		29 月		29 月 ○	
30 木	特5 家庭訪問⑧(善地・新堀・高麗・竜南) 1、2、3年歯科健診9:00~第2希望	30 土	30 火 ○	30 木		30 日		30 火		30 火 ○ 体力テスト①	
31 日		31 月		31 金		31 月 ○ 特3					
日	16日	日	18日	日	22日	日	14日	日	2日	日	19日
給	12回	給	18回	給	22回	給	13回	給	0回	給	19回

曜日の下に○がついている日は基本的に給食がある日です。なお、これは令和8年3月9日現在の予定であり、変更の可能性があります。御了承ください。

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1 木 ○	体力テスト② 3年校外学習	1 日		1 火 ○		1 金	元日	1 月 ○	特5 教育相談日 中学年団集会③	1 月 ○	特5 情報の日⑩最終
2 金 ○	委員会⑤4年6校時カット	2 月 ○	教育相談日 情報の日⑦	2 水 ○	りゅうち校外学習 代表委員会③	2 土		2 火 ○		2 火 ○	特5 新入生登校練習①(北浜東幼)
3 土		3 火	文化の日	3 木 ○	持久走がんばり週間最終日 お話きらきら	3 日		3 水 ○	4年こども音楽鑑賞教室9:45開場	3 水 ○	特5 新入生登校練習②
4 日		4 水 ○		4 金 ○	委員会⑦4年6校時カット	4 月 -	閉庁日	4 木 ○	入学説明会(受付13:00 終了14:30) 1年給食終了後13:05下校	4 木 ○	代表委員会⑤ 新入生登校練習③
5 月 ○	教育相談日 2年校外学習 中学年団集会②	5 木 ○	お話きらきら	5 土	第2回資源物回収	5 火 -		5 金 ○	5年こども音楽鑑賞教室9:45開場	5 金 ○	
6 火 ○		6 金 ○	臨時日課 5、6年運動会前日準備(行2) 1~4年給食終了後下校13:10下校	6 日		6 水 -		6 土		6 土	
7 水 ○	6年修学旅行	7 土 ×	運動会	7 月 ○	心の日	7 木 ×	特3 始業式	7 日		7 日	
8 木 ○	6年修学旅行	8 日	予備日 I	8 火 ○	地域ふれあい活動(行1教1) 1~3年 3、4校時 4~6年 5、6校時	8 金 ×	特3	8 月 ○	高学年団集会③ なかよし活動⑥(6謝会)	8 月 ○	特5 防災の話(朝)
9 金 ○	前期終業 会礼 6年給食終了後下校	9 月	振替休日 予備日 II	9 水 ○		9 土		9 火 ○		9 火 ○	
10 土		10 火 ○	はままついじめアンケート② 持久走がんばり週間	10 木 ○		10 日		10 水 ○	普5 参観会 <small>中級PTA学習参観(19時～) 高2PTA参観(19時～)</small>	10 水 ○	特5
11 日		11 水 ○	特4	11 金 ○		11 月	成人の日	11 木	建国記念の日	11 木	
12 月		12 木 ○		12 土		12 日	心の日 給食開始 出入り開始基準日 教育相談日	12 金 ○	4~6年委員会⑨(引継ぎ)	12 金 ○	5、6年卒業式総練習5、6校時 1~4年給食終了後下校
13 火 ○	後期始業 5年校外学習	13 金 ○	クラブ④	13 日		13 水 ○	特5	13 土	子育てCなかぜりびん発表会体育館使用	13 土	
14 水 ○		14 土	<small>新入生まつい(浜北少年学クラブ)11:00~21:00</small>	14 月 ○	情報の日⑧	14 木 ○	お話きらきら 避難訓練⑥基準日(予告なし)	14 日		14 日	
15 木 ○	6年薬学講座5校時	15 日		15 火 ○	特5 学校運営協議会③	15 金 ○	委員会⑧4年6校時カット	15 月 ○	特5 希望面談① 心の日	15 月 ○	
16 金 ○	4年校外学習② 1年校外学習	16 月 ○	特5 心の日	16 水 ○	特5	16 土		16 火 ○	特5 希望面談②	16 火 ○	給食最終日
17 土	奉仕作業	17 火 ○		17 木 ○	特日課 大掃除(行1)4校時基準 給食終了 出入り授業最終日	17 日		17 水 ○	特5 希望面談③	17 水 ○	特3
18 日	<small>子育てセンターなかぜりびん運動会体育館使用</small>	18 水 ○		18 金 ×	特3 終業式	18 月 ○	特5 情報の日⑨	18 木 ○	特5 希望面談④ 通学班会2校時	18 木 ○	特日課 修了式 机椅子移動 1~4、6年特3 5年卒業式前日準備(弁当持ち)
19 月 ○	心の日 なかよし活動④	19 木 ○	お話きらきら	19 土		19 日		19 火 ○	特5 希望面談⑤予備日	19 金 ×	卒業式AM
20 火 ○		20 金 ○	クラブ⑤最終 3年生見学 学校評価基準日	20 日		20 水 ○	特5	20 土		20 土	
21 水 ○	転出調べ基準日	21 土		21 日		21 月 ○	たのしい学校アンケート③	21 日		21 日	春分の日
22 木 ○	お話きらきら	22 日		22 火 -		22 金 ○	1年生授業参観(東幼・Cなかぜ)	22 月 ○		22 月 ○	振替休日
23 金 ○	委員会⑥(運動会打合せ)4年6校時カット	23 月	勤労感謝の日	23 水 -		23 土		23 火	天皇誕生日	23 火 -	
24 土		24 火 ○		24 木 -	閉庁日	24 日		24 水 ○		24 水 ○	
25 日		25 水 ○	4年起震車体験	25 金 -	閉庁日	25 月 ○	低学年団集会③ なかよし活動⑤	25 木 ○	お話きらきら最終 新通学班登校開始 6年生に感謝する会 3校時 なかよし活動⑦	25 木 ○	
26 月 ○	情報の日⑥	26 木 ○	3年スクール119 3、4校時第2希望	26 土		26 火 ○		26 金 ○	特日課	26 金 ○	PTA監査・学年会計監査15:30~
27 火 ○	運動会総練習(教科)	27 金 ○	5年市学力調査 3年スクール119 3、4校時第1希望 6年校外学習	27 日		27 水 ○	代表委員会④	27 土		27 土	
28 水 ○	特4	28 土		28 月 -	閉庁日	28 日	学校運営協議会④ お話きらきら	28 月 ○		28 日	
29 木 ○	総練習予備日	29 日		29 火 -		29 水 ○	企画委員会主催集会	29 金 ○		29 月 -	離任式
30 金 ×	特3 献学時限12:30~12:45受付 12:20~献学	30 月 ○	高学年団集会②	30 水 -		30 土		30 日		30 火 -	
31 土				31 木 -		31 日				31 水 -	
日	21日	日	19日	日	14日	日	16日	日	18日	日	15日
給	20回	給	18回	給	13回	給	14回	給	18回	給	12回